

別添様式2-(1)

自然環境整備計画(国定公園等整備事業)
【令和7年度～令和11年度】

しがけん
滋賀県

令和7年1月

別添様式2-(2) 目標、計画期間及び整備方針(自然環境整備計画(国定公園等整備事業))

都道府県名	滋賀県	対象地域	琵琶湖国定公園(湖北地域)
-------	-----	------	---------------

計画期間	令和 7 年度 ~ 令和 11 年度
------	--------------------

目標

琵琶湖の総合的保全の観点から、内湖がもつ自然環境の保全・生物多様性の保全などの機能が最大限活かせるよう、失われたヨシ群落や内湖を再生し、琵琶湖の生態系を含めた自然環境や景観の保全を図る。
琵琶湖湖北地域(長浜市)においては「早崎内湖」の再生を目指す。

目標設定の根拠

対象地域の現状

琵琶湖の湖辺に点在する内湖は、水路により琵琶湖と結ばれている湖沼で琵琶湖特有の形態であり、1940年に37箇所、2,902haあった内湖は、1996年には23箇所、425haまでに減少している。本計画地である湖北地域においては、1940年に453haあった内湖が、1996年には19haまで減少し、内湖の残存率は、わずか4%と琵琶湖周辺の内湖の平均残存率14.7%と比べ、減少が著しい地域である。早崎内湖においては、1963年(昭和38年)から農地造成を目的とした干拓事業により、昭和43年に約89ヘクタールが干拓されているが、この早崎内湖の再生を検討するため、2001年(平成13年)11月より試験的に20haを湛水させモニタリング調査を実施したところ、湛水して5年を経過した時点で、植物は延べ398種(水生植物60種、陸生植物338種)を確認。魚類は、延べ23種を確認、在来種は19種で、琵琶湖周辺の内湖と比べて非常に多い。鳥類では、湛水直後からコハクチョウが飛来し、5年を経過した時点で、延べ105種を確認された。現在においても干拓地の周辺は、自然度が高く豊かな生物多様性が残されている地域であり、かつて、ニゴロブナなどの琵琶湖固有種が産卵・生息する場所となっているなど内湖機能再生のポテンシャルが非常に高いエリアである。

課題

内湖再生については、かつて琵琶湖の湖辺に大きく広がっていた内湖や湿地、ヨシ群落が持っていた生態的機能を回復し、琵琶湖湖辺域全体の生態的機能の回復と増進をはかっていき、多様な生態系を次代に引き継ぐことが大きな課題である。

対象地域の整備方針

・内湖の再生

琵琶湖の水域と陸域との推移帯は最も生物の多様性に富み、多数の種の生育、生息、繁殖の場所として、また、琵琶湖固有の景観としてきわめて重要な区域である。そこで、平成16年3月に策定した「水辺エコトーンマスタープラン」に基づき、早崎内湖再生による湖辺域の生態機能の保全を目指す。
◇内湖再生においては、自然が本来持つ再生力を最大限に活かすような方策で実施する。
◇生態系調査や再生状況のモニタリングなどにより、効果の検証や課題の抽出、新たな知見の導入など柔軟な見直しを前提とした順応的管理で行う。
◇琵琶湖の生態系を含めた自然環境や景観の保全を図る。
◇事業内容の計画から事業の実施、完了後の維持管理に至るまで地域住民やNPO、専門家、関係機関など多様な方々の参画を得て協働で行う。
◇事業実施においては、自然素材の利用、できるだけ人力を活用した作業などきめ細かい手法により実施する。

方針に沿った主要な事業

○早崎内湖再生事業(長浜市) ※前計画からの継続事業(前計画(令和6年度)において設計を実施済)
○底泥浚渫、覆土(守山市:木浜内湖)
底泥浚渫(近江八幡市:西の湖)
○水産基盤整備事業(高島市他)

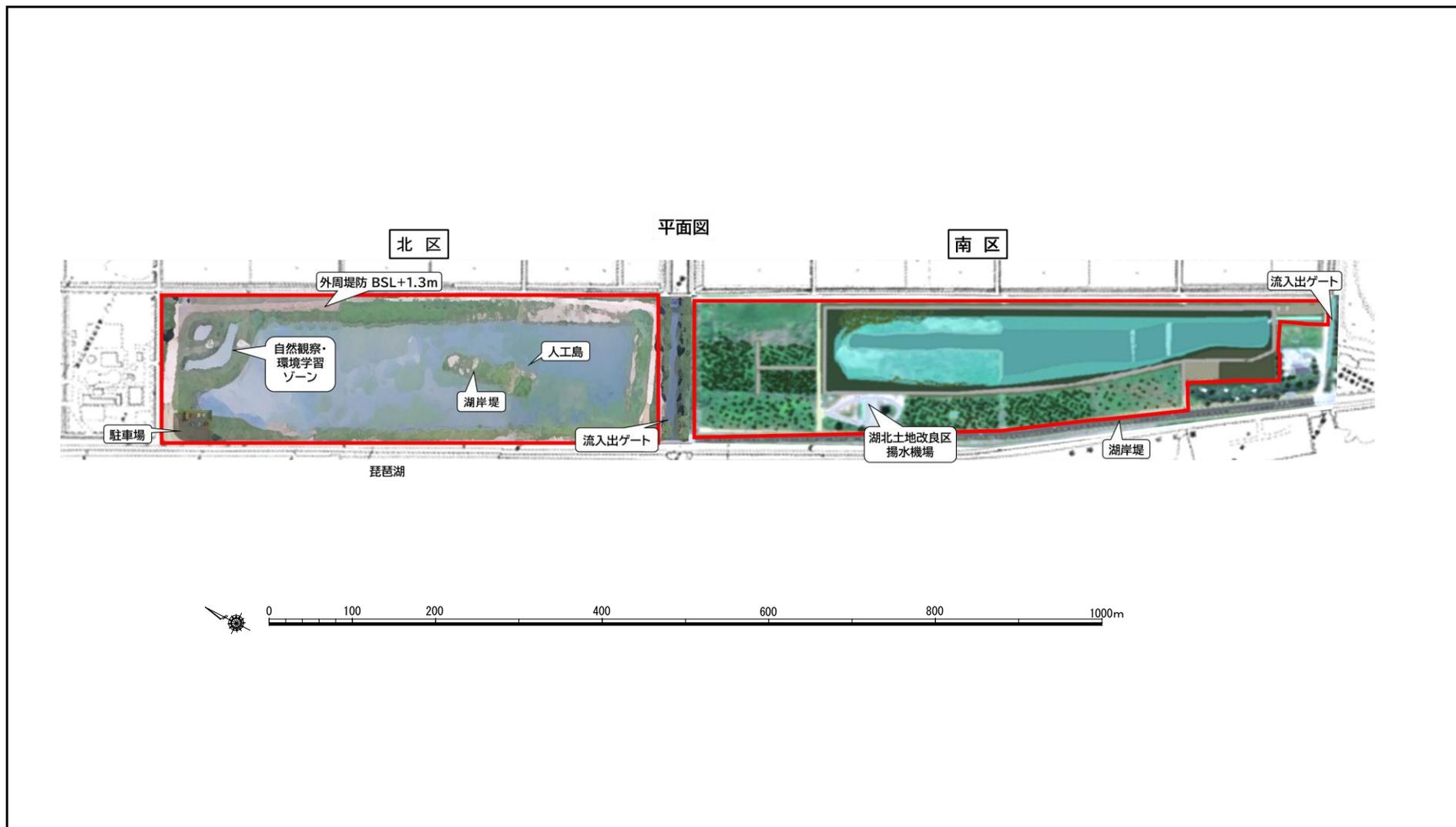
目標を定量化する指標

指標	単位	定義	調査等の方法	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	目標値	
						基準年度	目標年度
地域住民等の満足度	%	早崎内湖再生再生事業に対する満足度	地域住民へのアンケート	事業の推進に当たっては、地域住民等との連携の下、進めていくこととしており、当事業の総合的な評価指標として、当事業に対する地域住民等の満足度の向上を目指す。	—	平成29年度	75 令和12年度

その他必要な事項

別添様式2-(5)概要図(自然環境整備計画(国定公園等整備事業))(滋賀県)

都道府県名	滋賀県	対象地域	琵琶湖国定公園(湖北地域)	所在地	信がはら 長浜市
-------	-----	------	---------------	-----	-------------

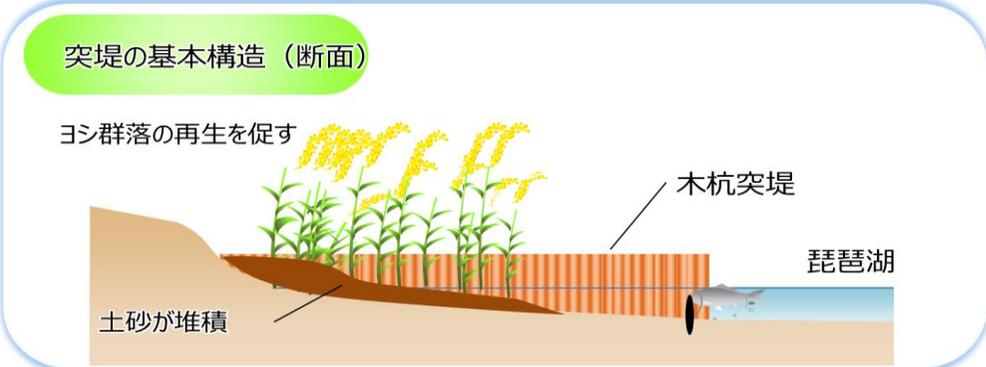
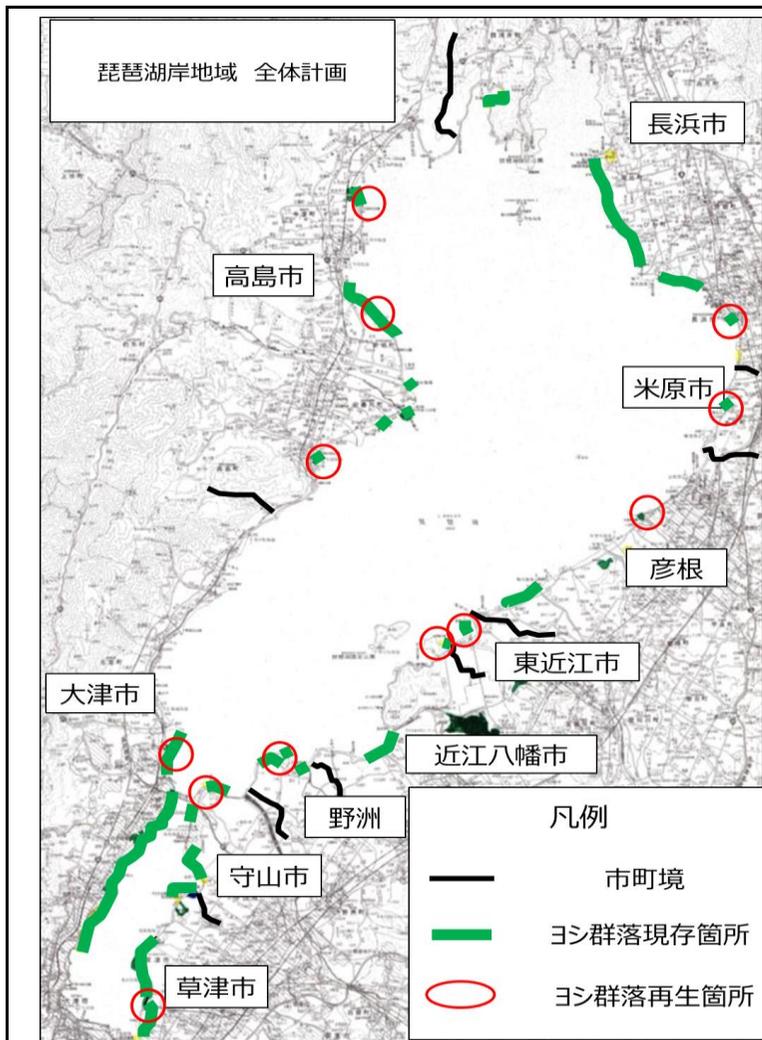


別添様式2-(2) 目標、計画期間及び整備方針(自然環境整備計画(国定公園等整備事業))

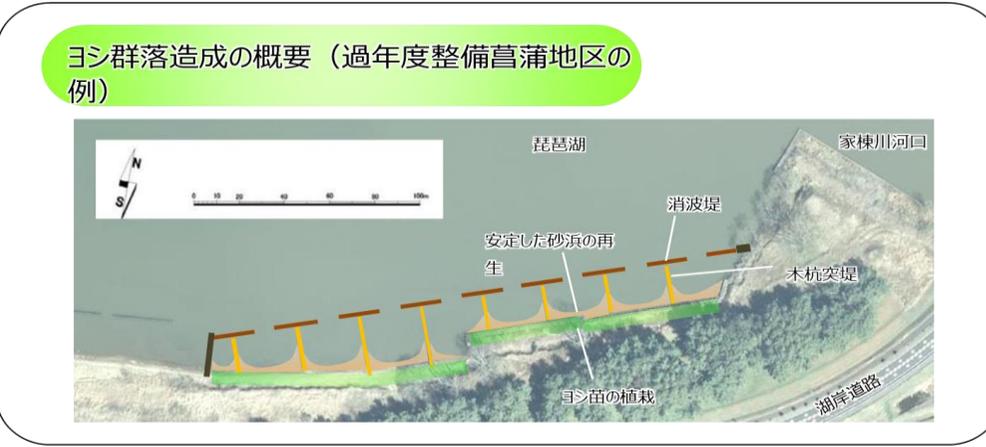
都道府県名	滋賀県	対象地域	琵琶湖国定公園(琵琶湖岸地域)																										
計画期間	令和 7 年度 ~ 令和 11 年度																												
目標 琵琶湖の総合的保全の観点からヨシ群落がもつ自然景観の保全、生物多様性の保全、水質保全などの働きを最大限活かせるよう、失われたヨシ群落を再生し、琵琶湖の自然環境や景観の保全を図る。本計画である琵琶湖岸地域(大津市、草津市、守山市、野洲市、近江八幡市、東近江市、彦根市、米原市、長浜市、高島市)でのヨシ群落の再生整備にあたっては、昭和30年代の湖辺の形状を目指す。																													
目標設定の根拠 対象地域の現状 琵琶湖の湖辺に広がるヨシ群落は、湖国らしい郷土の原風景であり、水鳥や魚の大切な生息場所であり、また、湖岸の浸食を防止し、湖辺の水質保全にも役立つなど優れた自然の多様な働きを有している。ところが、琵琶湖のヨシについて、昭和30年代に比べて著しく減少しており、また、まばらな状態で分布するなど良好な状態でなく、緊急にヨシ群落を守り、育て、活用することが必要となっている。(琵琶湖のヨシ帯面積 1953年約260ha→1992年173ha) 課題 琵琶湖の湖辺に分布するヨシ群落は、生態系として微妙なバランスを保って維持され、水域から陸域への推移帯にあって多様な働きをしており、環境保全にとって大変重要な存在である。湖辺の自然景観、動植物の生息・生育環境などを包括的にとらえて、県民等と事業者および県が市町の協力も得て、ヨシ群落を保全することによって美しい琵琶湖を次代に引き継ぐことが大きな課題である。																													
対象地域の整備方針 平成23年2月に決定した「ヨシ群落保全基本計画」に基づき、ヨシ群落の再生は昭和30年代の湖辺の形状を目指す。ヨシ群落の造成にあたっては、以下の方針で進めていく。 ◇ヨシ群落の生育環境を理解し、地域特性に配慮した上で、自然の回復力をできるだけ活かした工法により進める。 ◇自然素材の利用、できるだけ人力を活用した作業などきめ細かい手法により実施する ◇必要に応じて、事前の生態系調査や再生状況のモニタリング調査を実施するなど柔軟な対応をする ◇地域住民や、専門家、関係行政機関など多様な方々との協働で行う				方針に沿った主要な事業 ○琵琶湖自然再生事業(琵琶湖岸ヨシ群落再生)※前計画からの継続事業(前計画(平成30年度)において設計を実施済) ○早崎内湖再生事業(長浜市) ○水産基盤整備事業(高島市他)																									
目標を定量化する指標 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">定義</th> <th rowspan="2">調査等の方法</th> <th rowspan="2">目標と指標及び目標値の関連性</th> <th colspan="2">従前値</th> <th colspan="2">目標値</th> </tr> <tr> <th></th> <th>基準年度</th> <th></th> <th>目標年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヨシ群落の再生面積</td> <td>m²</td> <td>琵琶湖岸でのヨシ群落の基盤再生面積</td> <td>ヨシ群落調査</td> <td>昭和30年代のヨシ群落の自然再生を目指す</td> <td>3,882</td> <td>平成28年度</td> <td>7,294</td> <td>令和12年度</td> </tr> </tbody> </table>								指標	単位	定義	調査等の方法	目標と指標及び目標値の関連性	従前値		目標値			基準年度		目標年度	ヨシ群落の再生面積	m ²	琵琶湖岸でのヨシ群落の基盤再生面積	ヨシ群落調査	昭和30年代のヨシ群落の自然再生を目指す	3,882	平成28年度	7,294	令和12年度
指標	単位	定義	調査等の方法	目標と指標及び目標値の関連性	従前値		目標値																						
						基準年度		目標年度																					
ヨシ群落の再生面積	m ²	琵琶湖岸でのヨシ群落の基盤再生面積	ヨシ群落調査	昭和30年代のヨシ群落の自然再生を目指す	3,882	平成28年度	7,294	令和12年度																					
その他必要な事項																													

別添様式2-(5)概要図(自然環境整備計画(国定公園等整備事業))(滋賀県)

都道府県名	滋賀県	対象地域	琵琶湖国定公園(琵琶湖岸地域)	所在地	おおつし くふつし もりやまし やすし おうみはちまんし ひがしおうみし ひこ 大津市、草津市、守山市、野洲市、近江八幡市、東近江市、彦 根市、米原市、長浜市、高島市
-------	-----	------	-----------------	-----	---



突堤の設置により、砂浜の土砂の移動が抑制され、ヨシが活着できる安定した砂浜が再生させる。
また、現地の波浪の強さにより、必要に応じて突堤の前面に消波堤等を設置する。



別添様式2-(2) 目標、計画期間及び整備方針(自然環境整備計画(国定公園等整備事業))

都道府県名	滋賀県	対象地域	東海自然歩道
-------	-----	------	--------

計画期間	令和 7 年度 ~ 令和 8 年度
------	-------------------

目標

・老朽化している東海自然歩道の逢坂山歩道橋および吊り橋歩道橋の補修工事を行い橋梁の長寿命化を図ることを目的とする。

目標設定の根拠

対象地域の現状

・東海自然歩道は1都2府8県に及び、自然と貴重な歴史を伝える文化財などを訪ね歩く、長距離自然歩道である。
 ・大津市逢坂一丁目にある逢坂山歩道橋は、第一次緊急輸送道路である国道1号を横断している跨道橋で、S46年に架設され経年劣化により塗装等が傷んでいる。
 ・甲賀市信楽町田代にある吊り橋歩道橋は、田代川を跨ぐ歩道橋で、S47年に架設され経年劣化により塗装等が傷んでいる。

課題

・管理者として維持管理義務があり、歩道利用者に危害が及ぶことを防止し、適正な利活用が図れるよう、調査および補修設計を実施する必要がある。

対象地域の整備方針

・調査・設計計画
 ・橋梁補修設計
 ・塗装塗り替え工、補修工

方針に沿った主要な事業

※前計画からの継続事業(前計画において設計を実施済)

目標を定量化する指標

指標	単位	定義	調査等の方法	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	目標値	
						基準年度	目標年度
東海自然歩道利用者数	人/年	県内東海自然歩道利用者数	長距離自然歩道利用者数調査	東海自然歩道利用者数を指標とし現行より1割程度の利用者の増加を目指す。	47,000	令和3年度	51,000 令和9年度

その他必要な事項

別添様式2-(5)概要図(自然環境整備計画(国定公園等整備事業))(滋賀県)

都道府県名	滋賀県	対象地域	東海自然歩道	所在地	おおつし 大津市、あがし 甲賀市
-------	-----	------	--------	-----	------------------------



別添様式2-(2) 目標、計画期間及び整備方針(自然環境整備計画(国定公園等整備事業))

都道府県名	滋賀県	対象地域	琵琶湖国定公園(伊吹山)
-------	-----	------	--------------

計画期間	令和 7 年度 ~ 令和 10 年度
------	--------------------

目標

伊吹山の自然環境および生物多様性の保全ならびに登山者の安全確保のため自然再生を図る。
 ・食害による裸地化および降雨の影響による土壌浸食への対策を講じ南側斜面における植生復元および登山者の安全確保を図る。

目標設定の根拠

対象地域の現状

・伊吹山は滋賀県(米原市)と岐阜県境にそびえる標高1,377mの滋賀県最高峰の山であり、複数の固有種を含む約1300種の植物が生育する生物多様性の宝庫であるが、食害を受けて複数の希少植物が消失の危機に瀕している。
 ・かつては採草や薪炭材採取などの人の営みにより、ウサギやイヌワシ等の猛禽類の生息しやすい草地環境が保たれてきていたが、生活様式の変化等を受け、近年ではボランティア団体による保護活動が継続実施されている。
 ・利用の面では、昭和40年に開通したドライブウェイ(駐車場:9合目付近)の利用者が年間約20万人、通行止めになる以前の主要登山道の利用者が年間約5万人と、近畿圏内の山岳資源としては有数の利用者数と知名度を誇る地域となっている。
 ・平成20年に伊吹山自然再生協議会(現伊吹山を守る自然再生協議会)を設置し、植生防護柵の設置・維持管理等に取り組んできたが、近年食害による山頂お花畑の衰退および群落構成種の変化は依然進行している。
 ・南側斜面において、ニホンジカの食害による裸地化の進行に加え、近年降雨の影響により土壌浸食が発生している中、令和5年7月の大雨により大規模な土砂流出が発生し、主要となる表登山道が全線通行止めとなっている。また、令和6年7月の大雨でも伊吹山のふもとにおいて、三度の土砂災害が発生している。

課題

・南側斜面では、シカの食害等に伴う植生の衰退により山の保水力が低下し、地表面を流れるようになった雨水が斜面に深い溝を形成し、さらに深い溝に大量の雨水が流入して、堆積土砂とともに下流部に流れ出ているため、対策を講じる必要がある。
 ・山頂域においても、ニホンジカの食害と降雨の影響により、植生の基盤となる土壌が流れているため、土壌浸食防止と植生回復が必要となっている。

対象地域の整備方針

・自然公園法の特別保護地区でありかつ、国の指定天然記念物「伊吹山頂草原植物群落」に指定されている概ね標高1,200m以上の南側斜面の範囲において植生復元事業を行う。
 ・上記の実施範囲を県と市で東西に区分し、米原市の事業範囲を西側、滋賀県の事業範囲を東側として植生復元事業を行う。
 ・植物が生育する基盤を作るため、地表面の土壌浸食の防止、シカの食害防止等の対策を講じつつ、伏工等により緑化を図る、

方針に沿った主要な事業

○伊吹山自然再生事業

目標を定量化する指標

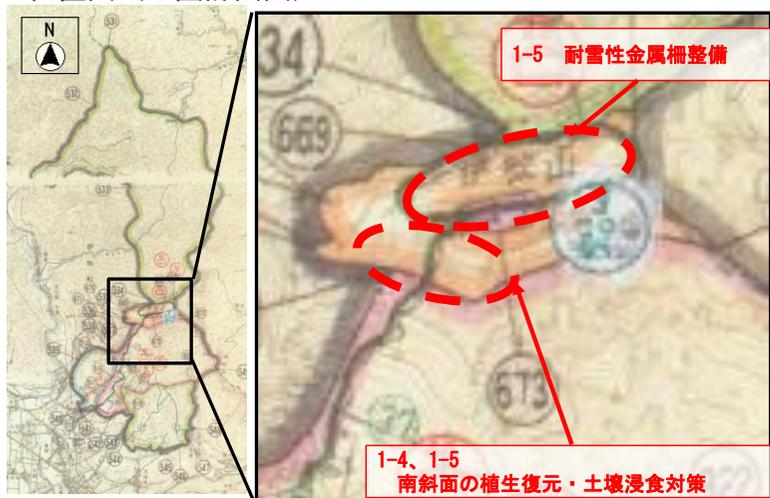
指 標	単 位	定 義	調査等の方法	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	目標値	
						基準年度	目標年度
満足度の向上による入山者増	人	伊吹山の入山者数	市観光部局の調査	山頂お花畑の保全と南側斜面の植生復元により利用者の満足度が向上し、利用者の増加に繋がる	245,000	令和4年度	265,000 令和11年度

その他必要な事項

別添様式2-(5)概要図(自然環境整備計画(国定公園等整備事業))(滋賀県)

都道府県名	滋賀県	対象地域	琵琶湖国定公園(伊吹山)	所在地	米原市
-------	-----	------	--------------	-----	-----

位置図(公園計画図)



南側斜面 5合目からの様子



南側斜面 航空写真



ニホンジカによって壊された山頂周辺の獣害防止柵



(参考)土のう筋工(標準図)

